

令和5年度選挙常時啓発事業概要

鳥取県選挙管理委員会
鳥取県明るい選挙推進協議会

【研修会・講演会等開催事業】

事業名	事業内容	時期	場 所	対象者等
市町村選挙管理委員会・市町村明るい選挙推進協議会研修会	市町村の選挙啓発事業について情報交換を行い、かつ、効果的な啓発手法等を習得した。	7月	倉吉市	市町村選管書記、選管委員、明推協委員等 100名
政治団体関係者研修会	政治団体関係者等に対して、政治・選挙の倫理化及び健全な政治活動の育成を図った。	11月	倉吉市	政治団体関係者 600団体
授業、講義、研修会等への講師の派遣又は紹介	教育機関、市町村等で開催される研修会に講師を派遣・紹介した。 〈教育機関への派遣については、詳細別紙〉 教育機関以外への派遣については以下のとおり。 ○鳥取市明るい選挙推進協議会総会 日 時：令和5年6月5日（月） 派遣者：県選挙管理委員会事務局 宮本次長	随時	県内全域	児童・生徒等の若年層等

【啓発物資作成事業】

事業名	内 容	時期	部数	備 考
選挙啓発パンフレット作成	若年層向けのパンフレットを作成した。	8月	8,100部	高校生等の若年層
選挙常時啓発事業概要	令和5年度に実施した啓発事業についてその概要を取りまとめた。	R6. 3月	電子データ 書面	

【その他の事業】

事業名	事業内容	時期	場 所	備 考
啓発記事広告	鳥取県婦人新聞（鳥取県連合婦人会発行）に政治や選挙に関する啓発記事・イラスト等を掲載し、意識の向上を図った。年3回。	年間	県内全域	鳥取県婦人新聞

<p>明るい選挙啓発ポスターコンクール</p>	<p>①趣旨 明るい選挙を推進する上で役立つポスターを児童・生徒から募集。</p> <p>②募集期間 令和5年5月8日～9月8日</p> <p>③募集方法 小学生・中学生については、市町村選挙管理委員会を通じて各小中学校に依頼。高校生については、鳥取県選挙管理委員会が各高等学校に直接依頼。</p> <p>④応募点数 小学生（ 5校 8人） 中学生（10校 166人） 高校生（ 4校 45人） 合計（19校 219人）</p>	<p>5月 ～ 9月</p>	<p>県内全域</p>	<p>小・中・高 生徒</p>
<p>鳥取県明るい選挙推進協議会連合会への事業委託</p>	<p>鳥取県明るい選挙推進協議会連合会に事業委託を行い、「選挙啓発風船」や常時啓発事業の機関紙を作成。啓発活動に活用するため、各市町村に送付。</p>	<p>1月 ～ 3月</p>	<p>県内全域</p>	<p>各市町村明 推協等</p>
<p>ホームページ及びX（旧ツイッター）による啓発</p>	<p>ホームページ(https://www.pref.tottori.lg.jp/senkyo)を活用した啓発を行うとともに、X（旧ツイッター）(https://twitter.com/senkyo_tottori)を活用した啓発を行った。</p>	<p>年間</p>	<p>県内全域</p>	
<p>第1回鳥取県明るい選挙推進協議会</p>	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副会長の選任について ・令和6年度常時啓発事業について ・鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における臨時啓発について 	<p>3月</p>	<p>鳥取市</p>	
<p>(公財)明るい選挙推進協会研修会</p>				
<p>若者リーダーフォーラム</p>	<p>日時 令和5年9月2日(土)</p>	<p>9月</p>	<p>鳥取市</p>	
<p>地域コミュニティーフォーラム</p>	<p>日時 令和5年11月2日(木)</p>	<p>11月</p>	<p>山 口</p>	
<p>明るい選挙リーダーフォーラム</p>	<p>日時 令和5年12月19日(火)</p>	<p>12月</p>	<p>岡 山</p>	

令和5年度政治団体関係者研修会開催要領

1 趣 旨

政治団体の役員等に、公職選挙法及び政治資金規正法の趣旨を周知するとともに、政治常識の向上に努めることにより、健全な政治活動の推進と明るい選挙に対する意識の高揚を図り、もって政治・選挙の倫理の確立に資する。

2 主 催

鳥取県選挙管理委員会、鳥取県明るい選挙推進協議会

3 期 日

令和5年11月22日（水） 14:00～16:00

4 場 所

倉吉体育文化会館 大研修室

所在地：倉吉市山根529-2

電 話：(0858) 26-4441

5 参 加 者

政治団体の代表者、会計責任者等

6 日 程

13:30	14:00	14:05	14:50	16:00
受付	開 会	説 明 「政治資金規正法と寄附等について」 ※説明後質疑	説 明 「政治団体収支報告書の 記載要領について」 ※説明後質疑	

7 研修内容

(1) 説 明

「政治資金規正法と寄附等について」

鳥取県選挙管理委員会事務局 石本 昭太郎

(2) 説 明

「政治団体収支報告書の記載要領について」

鳥取県選挙管理委員会事務局 三谷 侑生

選挙出前講座等実施状況 一覧（令和5年度実績）

○県選管実施済

学校名等	実施日	内容
米子東高等学校	令和5年7月25日（火）	選挙講座、模擬投票
鳥取西高等学校	令和5年9月28日（木）	選挙講座、模擬投票
米子北高等学校	令和5年10月17日（火）	選挙講座、模擬投票
倉吉東高等学校	令和5年10月24日（火）	選挙講座、政策検討、 模擬投票
鳥取商業高等学校	令和5年12月14日（木）	選挙講座、模擬投票
米子高等学校	令和5年12月15日（金）	選挙講座、模擬投票
倉吉農業高等学校	令和5年12月18日（月）	選挙講座、模擬投票
青谷高等学校	令和6年1月17日（水）	選挙講座、模擬投票

○市町村選管実施済

学校名等	実施日	実施内容
岩美高等学校	令和5年7月18日（火）	選挙講座、模擬投票
境港総合技術高等学校	令和5年7月19日（水）	選挙講座、模擬投票
米子西高等学校	令和5年7月19日（水）	選挙講座、模擬投票
岩美町立岩美中学校	令和5年9月14日（木）	選挙講座、模擬投票
日野高等学校	令和5年9月29日（金）	選挙講座、模擬投票
米子東高等学校（定時制）	令和5年10月31日（火）	選挙講座、模擬投票
鳥取養護学校	令和5年11月10日（金）	選挙講座、模擬投票
米子養護学校	令和5年11月15日（水）	選挙講座、模擬投票
米子南高等学校	令和5年11月16日（木）	選挙講座、模擬投票
米子白鳳高等学校（定時制）	令和5年11月21日（火）	選挙講座 (講座後に生徒会役員選挙)
倉吉養護学校	令和5年12月1日（金）	選挙講座、模擬投票
白兔養護学校	令和5年12月4日（月）	選挙講座、模擬投票
皆生養護学校	令和5年12月4日（月）	選挙講座、模擬投票
倉吉総合産業高等学校	令和5年12月7日（木）	選挙講座、模擬投票

八頭高等学校	令和5年12月19日(火)	選挙講座、模擬投票
境高等学校	令和6年1月18日(木)	選挙講座、模擬投票
米子北斗高等学校	令和6年2月26日(月)	選挙講座、模擬投票
中央高等学園専修学校	令和6年3月8日(金)	選挙講座、模擬投票

<令和5年度実施実績>

() は令和4年度

	小学校	中学校	公立 高校	私立 高校	大学等	特支 学校	その 他	合計
実 施	0	1	17	2	0	5	1	26
回 数	(0)	(1)	(19)	(2)	(0)	(4)	(0)	(26)

令和5年度明るい選挙推進運動要領

鳥取県選挙管理委員会
鳥取県明るい選挙推進協議会

第1 趣旨

民主主義社会の基盤である選挙が明るく行われるためには、政治団体、政治家及び公職の候補者をはじめとする選挙運動に携わる者が良識ある行動をとることが大切であるとともに、有権者の一人一人が常日頃から積極的に社会の活動に参加し、豊かな政治常識を醸成し、主権者としての自覚を持って積極的に政治・選挙に参加することが必要である。

このことから、次に掲げる基本方針の下、各重点事項に取り組むことにより、政治・選挙の現状及び問題点等について県民の認識を深めることとする。

第2 基本方針

明るい選挙の推進に当たって、県・市町村の選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会は、公益財団法人明るい選挙推進協会、教育機関、社会教育団体、青年団体、女性団体、報道関係機関等の各種団体と協働・連携し、明るい選挙推進運動を有効的かつ効率的に実施する。

近年、各種選挙の投票率は、若年層では低投票率が常態化し、さらに全世代にわたり長期的に低下傾向にあることが指摘されている。有権者の投票行動で、投票率の向上とともに投票の質の向上が重要である。これらを踏まえ、若年層の政治意識の高揚を図るとともに、全ての有権者が主権者としての自律的な投票行動を行うための啓発事業を一層推進することとする。

啓発事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、非接触の方法により実施するなど、状況に応じて効果的に実施するよう努める。

第3 重点事項

1 若年層に対する啓発

選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、憲法改正の国民投票の投票権年齢も満18歳以上となった状況を踏まえ、教育機関等と連携して、授業、講義、研修会等への講師の派遣又は紹介を引き続き行うとともに、啓発冊子の配布等により、高校生や18歳及び19歳の若者をはじめとした若年層に対する啓発を積極的に推進する。

また、20代前半の若者が全年代で最も投票率が低い要因の一つである進学、就職等に

伴う住所移転による住民票の異動や、子どもの将来の投票行動に結びつくいわゆる「子連れ投票」について、市町村、教育機関等と連携して積極的に周知を行う。

2 政治団体、政治家及び公職の候補者等に対する啓発

きれいな選挙や投票総参加のためには有権者への啓発はもとより、政治団体、政治家及び公職の候補者等への啓発も重要であるため、その実現に向けて積極的に活動を行う。

3 きれいな選挙の呼びかけ

政治に対する信頼を確立し、議会制民主政治の健全な発展を期するため、その基本である選挙では、選挙三ない運動（贈らない、求めない、受け取らない）をはじめとするルールを遵守し、公正公平な選挙を実現するための呼びかけを行う。

4 投票総参加の呼びかけ

選挙の意義及び一票の重みを県民に周知するとともに、県の広報媒体、各種団体広報誌等を効果的に活用し、具体的かつ積極的に棄権防止、投票参加の呼びかけを行う。

5 投票制度等の周知

県民の政治・選挙の意義についての認識を深めることを主眼に置き、期日前投票、不在者投票、在外投票、洋上投票等の投票制度及び選挙権年齢の引き下げ、インターネット選挙運動の解禁等の選挙制度並びに国民投票制度等の内容について、機会をとらえて引き続き啓発周知を行う。

また、新型コロナウイルス感染症感染者等を対象とした特例郵便等投票制度の導入、参議院議員比例代表選挙におけるいわゆる「特定枠制度」、最高裁判所裁判官国民審査の在外投票の導入などの近年行われた法令改正の内容についても積極的に周知を行い、制度の定着を図る。

6 市町村の啓発事業に対する支援

市町村への各種情報提供、市町村間の情報共有・連携促進等により、市町村の啓発活動を支援する。

なお、県と市町村の役割分担としては、県は、県内全域に渡るものや政治団体に対する啓発活動を主とし、市町村は、明るい選挙推進運動の実質的な主体として、地域に密着した活動を行うものとする。

7 安心して投票できる環境の周知

有権者が新型コロナウイルス感染症への不安から投票を断念することのないよう、市町村の選挙管理委員会と連携して、投票所における感染防止対策の状況及び有権者自らが採ることのできる感染防止対策に係る情報を様々な機会・媒体を通じて提供し、投票が安心して行えるものであることを周知する。

令和5年度明るい選挙推進事業計画

鳥取県選挙管理委員会
鳥取県明るい選挙推進協議会

(令和5年4月～令和6年3月)

事業名	事業内容	時期	場 所	対象者等
市町村選挙管理委員会・市町村明るい選挙推進協議会研修会	市町村の選挙啓発事業等について情報交換を行い、かつ、効果的な啓発手法等を習得する。	7月	倉吉市	市町村選管書記、選管委員、明推協委員等 100名
政治団体関係者研修会	政治団体関係者等に対して、政治・選挙の倫理化及び健全な政治活動の育成を図る。	未定	未定	政治団体関係者 150団体
授業、講義、研修会等への講師の派遣又は紹介	選挙権年齢の引下げ等を踏まえ、18歳・19歳の若者や、将来有権者となる若年層に対し、投票の意義を理解し、政治や選挙への関心を高めてもらうため、関係機関と連携し、講師の派遣又は紹介を行う。	随時	各学校等	児童・生徒等の若年層
共催事業 明るい選挙推進鳥取県女性集会	啓発事業の効果的展開を図るため市町村選挙管理委員会及び各種団体と共同で事業を実施する。 女性の政治・選挙に対する意識の高揚を図り、明るい選挙推進における女性の役割等について研究・討議する。	未定	未定	婦人会会員 明推協委員等 100名 連合婦人会
啓発物資作成事業	(1)若年層向け選挙啓発パンフレットの作成 (2)出前講座用資料の作成 (3)啓発物資の作成 (4)政治団体向けリーフレット ※制度改正が行われる場合	随時 随時 随時 随時		

	(5) 選挙常時啓発事業概要	3月		
事業名	事業内容	時期	場 所	対象者等
その他の事業	(1) 啓発記事広告	年間	県下全域	鳥取県婦人新聞
	(2) 明るい選挙啓発ポスターコンクール	5月 ～ 9月		小・中・高児童・生徒
	(3) ポスターコンクール入選作品巡回展示	12月 ～ 2月		
	(4) 鳥取県明るい選挙推進協議会連合会への事業委託	年間		
	(5) ホームページ、twitterによる啓発	随時		
	(6) 鳥取県明るい選挙推進協議会	3月		
	(7) 公益財団法人明るい選挙推進協会研修会			
	○選挙啓発事務担当者研修	未定	東 京	
	○中国ブロック明るい選挙リーダーフォーラム	未定	岡 山	
	○中四国ブロック若者リーダーフォーラム	未定	鳥 取	
	○中国ブロック地域コミュニティフォーラム	未定	山 口	
	○明推協総会及び中央研修会	3月	東 京	